

取引先各位

2012 年 5 月 吉日
株式会社イデアインターナショナル

ソーダスパークルお取扱いに必要な諸手続きについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、ソーダスパークルの販売を開始することになりました。販売に際して必要となる諸手続き等について予めご案内致します。

なお、すでに「高圧ガス販売事業届(液化炭酸ガス)」を済ませている事業所様につきましては追加の手続きは不要です。

敬具

記

ソーダスパークルに使用する炭酸ガスカートリッジは、高圧ガス保安法の適用規制を受けます。1200 本(50 本入りケース×24 箱分)以上を貯蔵して販売する場合は、高圧ガス保安法第 20 条の 42 に基づき、販売事業所毎に所在地の都道府県へ「高圧ガス販売事業届」を事前に提出する必要があります。

届出単位	:	<u>事業所(販売所、店舗)ごとに行うこと</u>
提出時期	:	<u>事業開始日の 20 日前までに行うこと</u>
提出先	:	事業所所在地の都道府県庁担当部署(別紙1)
提出部数	:	正本 2 部(受領後、1 部は申請者へ返却されます)

届出に際して必要となる提出書類は、都道府県によって異なります。

以下は東京都の例を記載致しますが、念のため、各都道府県の担当部署へご確認頂きますようお願い致します。

(提出書類)

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 高圧ガス販売事業届書 | |
| 2. 販売計画書 | |
| 3. 販売台帳 | 販売数量や販売日等がわかる売上管理帳票で代用可 |
| 4. 引渡先保安台帳 | 引渡先の名称や所在地の記録が必要 |
| 5. 販売事業所での貯蔵配置図 | 店舗バックヤードの保管場所簡易図など |

(重要注意事項に関する周知)

また、販売事業者は、高圧ガスを購入するお客様に対して、以下の通り、重要注意事項に関する「周知」を行う必要があります。

- 使用、保管は火気の近くや直射日光を避け、40℃以下で行う
- 落下、転倒等強いショックを与えない
- 指定された用途以外に使用しない

つきましては、本製品販売時は以下を必ず行って頂くようお願い致します。

- 二枚複写の保証書に、上記の「周知」事項を予め印刷しておく(弊社)
- 本製品販売時に、お客様へ「周知」事項を口頭で説明して頂く(販売店様)
- 本製品販売時に、お客様の住所及び氏名を保証書に記載して頂く(販売店様)
- 保証書の本紙をお客様へ手交し、副本を店舗で保管する(販売店様)

上記4点によって、「周知」と「引渡先保安台帳」の双方を兼用することができます。

追記:

液化炭酸ガスの輸送につきましては容積合計 40L 以上(ソーダスパークル専用ガスカートリッジ 50pcs/box の場合 80box 以上)が車両に積載されて輸送される場合、車両に「高圧ガス」の警戒標識が必要となりますので、運送業者様にその旨ご連絡ください。

以上